

## 財政健全化推進協議会の運営について（案）

### 1 審議事項

(1) 財政健全化の取り組みについて

財政状況の推移や今後の収支見込みなどを説明した上で、今後の財政健全化の取り組みの進め方について意見交換を行う。

(2) 財政健全化に向けた事業見直し等について

財政健全化に向けた事業見直し等について意見交換を行い、最終的に市行政としての考え方をまとめて報告する。

### 2 会議の公開

(1) 会議は公開とする。ただし、座長が必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(2) 会議の開催にあたっては、事前に市ホームページに以下の事項を公表する。

- ① 会議の開催の日時及び場所
- ② 議題及び審議すべき事項の概要

(3) 傍聴者には、会議資料を配布する。

(4) 会議の終了後、会議の概要及び資料を市ホームページに公表する。

### 3 設置期間及びスケジュール

- ・設置期間は、平成25年6月～平成26年3月
- ・期間中に7～8回程度の開催を予定
- ・平成25年12月を目途に、事業見直しに関する市行政としての考え方をまとめて報告する。